

議第 7 5 号

呉市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
呉市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

呉市報酬及び費用弁償条例（昭和 2 2 年呉市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 2 条 次の各号に掲げる者には、それぞれ当該各号に定める額を報酬として支給する。 (1) ～(16) 略 (17)選挙長 日額 <u>1 0, 8 0 0 円</u> (18)投票管理者 ア 投票所の投票管理者 日額 <u>1 2, 8 0 0 円</u> イ 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>1 1, 3 0 0 円</u> (19)開票管理者 日額 <u>1 0, 8 0 0 円</u> (20)選挙立会人 日額 <u>8, 9 0 0 円</u> (21)投票立会人 ア 投票所の投票立会人 日額 <u>1 0, 9 0 0 円</u> イ 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>9, 6 0 0 円</u> (22)開票立会人 日額 <u>8, 9 0 0 円</u> (23)～(28) 略	第 2 条 次の各号に掲げる者には、それぞれ当該各号に定める額を報酬として支給する。 (1) ～(16) 略 (17)選挙長 日額 <u>1 2, 2 0 0 円</u> (18)投票管理者 ア 投票所の投票管理者 日額 <u>1 4, 5 0 0 円</u> イ 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>1 2, 8 0 0 円</u> (19)開票管理者 日額 <u>1 2, 2 0 0 円</u> (20)選挙立会人 日額 <u>1 0, 1 0 0 円</u> (21)投票立会人 ア 投票所の投票立会人 日額 <u>1 2, 4 0 0 円</u> イ 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>1 0, 9 0 0 円</u> (22)開票立会人 日額 <u>1 0, 1 0 0 円</u> (23)～(28) 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 2 条第 1 7 号から第 2 2 号までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を踏まえ、選挙長等に支給する報酬の額を改定するため、この条例案を提出する。